

「平成 28 年度神奈川県立多摩高等学校不祥事ゼロプログラム」に係る検証結果

神奈川県立多摩高等学校では不祥事の発生をゼロにすることを目的として「(1)入学者選抜業務事故防止、(2)個人情報保護、(3)交通事故防止、(4)私費会計、現金管理、(5)体罰、不適切指導、パワーハラスメント、(6)成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱に係る事故防止、(7)セクハラ、わいせつ行為の防止、(8)服務の適正な取り扱い、の 8 項目について、平成 28 年度不祥事ゼロプログラムを定め、行動計画に沿って実施した。第 1・2 回検証では、10 月及び 2 月までの実施状況を踏まえ、行動計画を補完するとともに、直面する諸課題に向けて職員意識の向上を図るとともに日常点検及び事故防止会議・研修会等の実施を通して、不祥事防止を強化した。また、行動計画に加え(ア)パワハラ等の研修会 (イ)若手教員等の研修会 (ウ)AED 操作を含む救命救急講習会についても取組みを実施した。各目標達成における最終検証結果と今後の課題は次のとおりである。引き続き、日常の業務点検を通して職員意識の一層の高揚と職場環境の整備を図り、PDCA サイクルに則って、今年度のプログラムを補完し平成 29 年度における不祥事ゼロプログラムの策定を行う。

	課 題	目 標	行 動	検 証
(1)	入学者選抜業務事故防止	入学者選抜業務における事故・不祥事ゼロを達成する。	i) 入学者選抜業務マニュアルを見直し ii) 学力検査の採点・点検業務における業務体制を整備する。 iii) 面接業務における業務体制を整備する。	・学力検査における点検・確認作業を徹底した。 ・職員啓発資料を活用するとともに、業務に係る校内研修会を複数回実施し、業務体制を整備した。
(2)	個人情報保護	個人情報等を適正に管理し、更なる情報セキュリティ対策を講じる。	i) 「個人情報持出許可願」により許可を得て、指定袋に入れて持ち出すものとする。 ii) 携帯電話等にパスワードを設定し、紛失等による情報流出に対応する。 iii) USB メモリの使用は、管理職の許可を受け管理簿に記入する。	・「個人情報持出許可願」により許可を得て、指定袋に入れて持ち出すことを徹底した。 ・携帯電話等にパスワードを設定するなど、紛失等による情報流出に対応する体制を整備した。 ・USB メモリの使用は原則行わないこととし、紛失等による情報流出の未然防止を図った。
(3)	交通事故防止、(酒酔い・酒気帯び運転の防止、交通法規の遵守)	交通事故・交通違反、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。	i) 「交通事故・交通違反、酒酔い・酒気帯び運転防止」をテーマとしたアピール活動を行う。 ii) 折々の啓発資料配付、声かけにより、日常的に意識向上を図る。	・朝の職員打合せ等において、新聞報道等による事案の周知を徹底し、日々の事故防止意識の向上を徹底した(二つの項目に共通)。
(4)	私費会計(現金管理会計事務等の適正執行、現金管理)	経理処理上の事故・不祥事を未然に防止する。	i) 副校長・教頭・事務長・会計担当者による経理処理についての研修会を実施する。 ii) 諸会費(私費)口座振替の業務管理について、副校長・教頭・事務長の相互チェック体制に万全を期し、誤りのないよう厳正に行う。	・監査における指摘事項に基づく改善を速やかに周知徹底するとともに、改善策を講じてその実施を徹底し、また、経理処理についての研修会(指導や監査後に時期をおかず)を実施して、相互チェック体制に万全を期した。(全項目共通)
(5)	体罰、不適切な指導の防止	生徒に対する体罰・不適切指導を未然に防止する。	i) 「体罰・不適切指導」をテーマとした事故防止会議を行う。 ii) 人権教育研修会を実施する。	年度当初(4月)の職員会議後において、部活動指導及び適切丁寧な電話対応と保護者や外来者等への適切丁寧な対応の徹底について、事故防止会議を実施して意識啓発を徹底した(その後も7月と10月にも同様の会議を実施)。

(6)	成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	教育課程関係業務の厳正確実な取組を更に徹底する。	i) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係るマニュアル・点検マニュアルのさらなる整備を履行し、職員周知を徹底する。	・ヒヤリハット事案について、直ちに報告をあげて全職員で対応することのできる風通しの良い職場づくりに努めて、成果があった。また、関係書類紛失を防止するためにこより結束を行うなどの改善策を講じた。
(7)	わいせつ・セクハラ行為の防止	他者の思いに気づく感覚を育て、同行為を未然に防止する。	i) 全職員・全生徒に対して、気軽に相談できる態勢を整備し、広く、早く情報を得ることにより、迅速かつ組織的に行為の根絶を図る。 ii) 教育実習生等に対するセクハラ・パワハラに対しては、実習生対象に講習を行うことで自己防衛の観点からの対応も行う。	・気にかかることを速やかに相談・報告できる雰囲気醸成に努めて、未然防止を徹底した。 ・教育実習の開始時に、教育実習生に対してセクハラ・パワハラに係る講習を行って、自己防衛の観点も含めて意識を高めることができた。
(8)	サービスの適正な取り扱い、	高い倫理意識を持ち、常に適正なサービスと業務遂行に努めるとともに、県民の要請・期待に応える。	i) 教科準備室の適切な利用を周知徹底する。 ii) 県民からの期待と信頼維持のため、丁寧な電話応対を徹底する。 iii) サービスの適正な取り扱い(通勤経路、適正な通勤定期の購入、サービス関係の届出)	・電話対応例を備え付ける、管理職も含めた定期テスト等の点検体制を整備するなど、適正な業務執行を徹底した(全項目共通)。
(9)	若手職員の育成	若手職員のメンタルヘルス及び不祥事防止の知識の継承と意識の向上を図る。	i) 適切かつ積極的な声かけ等により、業務や対人関係の悩み等を一人で抱えたりすることの無いような職場環境を保持する。 ii) 業務については、ベテラン職員と同一分担とし、引継ぎを含め円滑な意思疎通を行う。	・職員面談等をとおして、中堅教員に対しては日々の業務における後進育成を課題とし、若手職員に対しては管理職以下、声かけを積極的に行って職場環境を整備した。(二つの項目に共通)
(10)	法令遵守意識の向上	生徒・保護者の信頼に応える教育を実現する。	i) 神奈川県職員行動指針に基づいて行動する。 ii) 折々の啓発資料配付、声かけにより、日常的に意識向上を図る。	・年度当初、全職員に神奈川県職員行動指針を配付し、事故防止の徹底について確認を行った。 ・朝の職員打合せ等において、新聞報道等による事案の周知を徹底し、日々の事故防止意識の向上を徹底した。